

ウ 開催時期

定例委員会は、第1・第3月曜日に開催。（緊急対応の場合は、この限りではない。）

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等をする。
- ・未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討をする。
- ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有をする。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認をする。
- ・重大事態に対する判断と対応を行う。
- ・関係機関，専門機関との連携対応を行う。
（会議の回数・実施時期については，後述の「年間計画」に記載）

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・いじめ対策委員会の役割等について，学校だよりを通じて，児童・保護者・地域等へ周知する。
- ・朝会を通じて，対策委員会メンバーの紹介をする。

3 学校いじめ防止プログラム

（1）学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し，全ての児童生徒が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

イ 学習環境の整備

- ・学習規律の確立に努め，全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

ウ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため，教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・休日参観で，全校の取組として，いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し，保護者に理解や協力を求める。

エ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い，道徳的価値の深まりを図る。

オ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り，集団の一員としての自覚を深め，自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際，「いじめ問題」を取り上げ，人権標語・スローガンを作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め，望ましい人間関係の育成を図る。

カ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ，人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ，学級で話し合わせる。

○ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導，地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い，いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

○上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・定期的なアンケートに行い，結果を分析し，成果と課題を教職員研修で周知する。
- ・その際，P D C Aサイクルでの見直しも行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し，今後の対応等について検討する。その際，「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ，いじめの有無の確認について，被害児童の支援や加害児童への指導，周りの児童の状況把握，教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携，保護者への連絡や対応等について努めるとともに，解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は，速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に，いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援，加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに，京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては，警察にも連絡を入れる。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・携帯電話やスマートフォン等の校内への持ち込み使用禁止を保護者と連携して進める。
- ・日常の児童同士の関わりに適宜介入し，情報収集を行う，いじめにつながる事態の早期発見に努める。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・全教職員によるいじめ事案での対象児童の把握をし，登校・休み時間・掃除中等における児童への見守りを実施する。
- ・全教職員によるいじめの再発防止に向けた体制作りを構築する。
- ・周囲の児童に対しても，集団としてのいじめの解決に取り組むことやいじめをやめさせるための行動をとることの重要性を指導する。

(4) 教職員の資質向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ，全教職員に対し，未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し，校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・5月，8月，11月，2月に行う生徒指導研修会時に実施する。
 - ・内容は，「日野小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」等を行う。
 - ・「年間の取組の見直し」（P D C Aサイクルの期間）を設け実施する。
- ※入学や進級等により児童生徒を取り巻く環境が大きく変わることもあり，平成28年3月，文部科学省より通知された「いじめの認知について」を全教職員で共有し，共通理解，共通実践を図る。

（いじめに対する措置）

- 第二十三条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
 - 3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ，及びその再発を防止するため，当該学校の複数の教職員によって，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - 6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

4 保護者・地域，関係機関との連携

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「日野小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し，いじめの防止や解消に，保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ，理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・日野小学校PTAとの連携のもと，いじめ問題や「日野小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては，警察署少年係との連携を密にし，被害児童の身の安全を最優先させると共に，児童相談所との連携も図り，加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

（1）基本的な考え方

重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法を踏まえ，京都市教育委員会を通じて重態事態が発生した旨を市長に報告すると共に，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には，本校の下に組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

（2）重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は，速やかに京都市教育委員会に報告し，調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は，（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。）が主なものであるが，児童や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも，重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は，本校の下に組織を設け，（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また，京都市教育委員が調査の主体になった場合は，京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力をする。

＜参考＞いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 （略）
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

「※ 新型コロナウイルス感染拡大防止にともなう臨時休業措置を踏まえて、一部の予定を変更いたします。」

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会（1回） 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	いじめ対策委員会のメンバー紹介	前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を共有	入学式後の保護者説明 学校説明会 学級懇談会（延期） 学校運営協議会 朝会で校長から啓発
5	いじめ対策委員会（2回） 学級経営方針の交流会	あったかデー 憲法の話 みさきの家野外活動（4年）（延期） 1年生を迎える会（延期） 縦割り活動の結団式 非行防止教室（6年） ケータイ安全教室（5年）		憲法月刊「学校だより」で啓発 道徳・人権学習の授業参観（休日参観）（延期）
6	いじめ対策委員会（2回）	あったかデー 薬物乱用防止教室（6年） スチューデントシティ（5年）	第1回いじめに関するアンケートの実施	家庭教育学級
7	いじめ対策委員会（2回） 年間の取組の見直し①	あったかデー ケータイ安全教室（6年）	児童による学校評価 第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会 地生連 保護者による学校評価
8	いじめ対策委員会（1回） 「いじめ」に特化した研修会① アンケート結果の分析と情報共有 小中合同教職員研修 いじめについての情報共有と連携			学校運営協議会
9	いじめ対策委員会（2回）	あったかデー 運動会		保護者による学校評価の開示
10	いじめ対策委員会（2回） 学校評価の共有	あったかデー 花脊山の家野外活動（5年）		人権学習参観懇談会 学校運営協議会での説明と評価
11	いじめ対策委員会（2回） 「いじめ」に特化した研修会②	あったかデー まなびの集い	第2回いじめに関するアンケートの実施	地生連
12	いじめ対策委員会（2回） 年間の取組の見直し② アンケート結果の分析と情報共有	あったかデー ケータイ安全教室（5年） 修学旅行（6年）	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	なかよし集会の参観 個人懇談会 家庭教育学級
1	いじめ対策委員会（1回）	あったかデー	児童による学校評価	保護者による学校評価
2	いじめ対策委員会（2回） アンケート結果の分析と情報共有	あったかデー		半日入学保護者説明会 学級懇談会

3	いじめ対策委員会(2回) 年間の取組の見直し③ 次年度の基本方針の確認	あったかデー 6年生を送る会	次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約 ※アンケート原本保存	学校運営協議会での説明と評価 保護者による学校評価の開示
<p>※ 年間計画では、以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「年間の取組の見直し」(PDC Aサイクルの期間)(7月・12月・3月) ・ 「いじめに関するアンケート」 ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」 ・ 「校内研修」 ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組) ・ 「個別面談」「教育相談」 <p>※年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。</p>				

情報共有 及び 対応

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒，保護者，地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や
- ・体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ。）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理する。

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童生徒を見守る共に，必要に応じてSC，パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，**再発防止**に向けた指導を行う。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，即日，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則，関係児童生徒，保護者が一堂に会す場を設ける。

「関係機関との連携」

- 必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。

【教育委員会への報告・連携】

重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）